

学校開放事業審議会

第3回会議録

日時：平成22年10月26日(火) 午後2時から4時まで

会場：南館4階 作業室

出席者：審議会委員・・・ 柳沢和雄会長、飯ヶ谷美恵副会長、丸山昌哉委員、田本登喜雄委員、
下川佐智子委員、杉本信行委員、丸山悦男委員、大島重信委員、
古田正彦委員、岩城武委員、平柳茂雄委員、宮崎計亮委員、
長谷川京子委員、鈴木良太郎委員、高橋久代委員
教育委員会・・・ 紙谷生涯学習部長、久米スポーツ振興課長、
広瀬振興係長、中山主任、高橋主任、日高主事(以上21名)

1 あいさつ

審議会会長あいさつ

柳沢会長：皆様こんにちは。本日もお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。

本日で3回目となりますが、1回目・2回目と自由な形で学校開放の課題や現状についてご議論いただきました。様々な課題があり、例えば学校開放の仕組みや利用枠が学校によって違うという状況が見受けられました。また、運営委員会の運営も学校によって違うということで、これらを統一していけないかということ。さらには、学校開放事業に対する苦情について、資料をもとにご議論いただきました。

これらの意見を事務局の方で整理していただき、本日平成24年度からの新しい学校開放に向けてのたたき台をご用意いただいております。最初の議題として、利用枠や登録要件など、これまでの意見をまとめたものを方針として見る予定です。また、2つ目の議題として有料化に関しての受益者負担のあり方についてと、3つ目に自主管理についてと、大きく3つの議案で進めていく予定です。よろしく願います。

教育委員会あいさつ

紙谷部長：皆様こんにちは。本日から少し寒くなるということで、風邪などひかれないうご用心いただければと思います。

会長からのご挨拶でもありましたが、皆様に活発なご意見をいただき、有意義な2回の会議を進めることができました。本日は、これまでの意見を集約した方針が出されるということですが、引き続きご意見を賜りたいと思います。

今、生涯学習部では「スポーツの秋・文化の秋・読書の秋・学びの秋」ということで、イベントが盛りだくさんで、嬉しい悲鳴を上げております。皆様方もぜひそれぞれの秋を謳歌していただければと思います。よろしく願います。

第2回学校開放事業審議会報告

日高主事：第2回目の審議会報告をいたします。

前回は、委員の皆様が学校開放の要綱と、運営委員会がどのように運営されているのかをご確認いただき、その内容について審議していただきました。

その中でも特に何度も意見としてあげられたのが、まずは学校開放の時間枠についてです。これにつきましては、時間枠を変更するというで話を進めていただき、1時間枠・2時間枠といった時間枠の話から、各運営委員会の現状としてどのように団体同士で調整をしていただいているかといった話もありました。時間枠については、今後の有料化との兼ね合いもありすぐには決められませんが、今後事務局のほうで新しい要綱のたたき台を作成するにあたり、非常に参考になる意見をいただきました。

二点目は登録手続きについてです。構成員の在任在勤のチェックをどうするかといったことや、登録の流れの中に運営委員会の事前承認も必要なのではないかという意見が出ました。また、学校によって温度差があり、それらを今後どのように解消していくか、足立区学校開放・運営委員会はこういうものだという確立したものを作り、きちんと周知していく必要があると再認識されました。

後半は時間の関係もあり、学校開放有料化について、さわりの部分だけ事務局よりご説明をさせていただきました。本格的な審議はこれからになりますので、引き続き活発なご意見をいただきたいと思います。第2回審議会報告は以上になります。

2 審議会

(1) 第2回審議会における方針について

広瀬係長： 資料「学校開放の学校開放の目指す姿」をもとに説明

柳沢会長： ありがとうございます。学校開放のあるべき姿と方向性、運営の仕組みについての意見をまとめていただきました。運営について「登録条件、利用形態、利用者義務、利用制限、委員会の運営」と、5つのカテゴリで皆様の意見を集約してありますが、この内容について漏れているところ、あるいはこうした方がいいのではというご提案がありましたらお願いします。反対意見でも結構でございます。それは少し書きすぎではないかというご意見など、遠慮なくいただければと思います。

特に、利用形態の中で時間枠を1時間・2時間にするというような意見、あるいは利用者義務での学校開放貢献活動や利用制限を設ける、という点は他の区にはほとんどない新しい学校開放の提案なのではと思います。今までは学校施設を使っただけというスタンスで来ましたが、使う側にも権利と同時に義務があるということを前面に打ち出した新しい提案になるかと思っています。

宮崎委員： 原則「1団体1学校1利用」は、現在のルール上でもそう決められていると理解しておりますが、実態はそうではないというご指摘があります。「1団体1学校1利用」というところの、特に1利用についてですが、現在の使用状況を見て疑問を持っています。例えば、1つの少年サッカーチームがある曜日の1利用のみとした場合、たとえ他に利用枠が空いていても、次の週まで何もできない状況に陥ってしまうのではないかと思います。原則として1利用というルールがあったとしても、運営委員会での話合いの中で空いていれば使用を許可するなど、または団体のメンバーが100人以上もいるような大きな団体は、分けて複数回の使用を許可するなど、柔軟に考えていただければと思っています。

このルールは利用団体をもっと増やしたい、ということに基づいていると思います。私は現状としてどのくらい利用枠がいっぱいで、どのくらいこれから利用したいと考えている新規団体があるのかよく分かっていません。イメージとしては空きがないと思っておりませんが、

本当にそうなのかどうかもう少し詳しく知りたいのですが。

柳沢会長： ご意見が2点あったかと思えます。「1団体1学校1利用」の1利用について、特に少年団体などには週に複数回使っている団体があり、現状の中でそれらを1利用に制限してしまうと、ある意味では子ども達の活動が制限されてしまい困る団体が出てくるということが1点目と、利用枠の空きについて、現状がどのようになっているのかということですね。

広瀬係長： 各学校で、例えば利用時間を30分や1時間ずらすことによって、もう1団体分の利用枠ができるというケースも当然出てくるかと思えます。現在の午前・午後・夜間という分け方が問題で、そこで1時間単位・2時間単位という話が出てきていると認識しています。工夫次第で利用枠が増えるのではないかと期待しておりますが、飯ヶ谷副会長のところでは現状はいかがでしょうか。

飯ヶ谷副会長： 現状で申し上げますと実際には空きはないとお答えされている学校が多いのではと思います。利用を希望している新規団体がどの程度いるかについては、学校に問い合わせた段階でもういっぱいですとお断りされているところと、運営委員会に連絡があって、空きはありませんが調整がつけばということで会議に参加していただいている団体と、正確に数を把握してはおりませんが、年間に数件そのような団体はあります。

それから「1団体1学校1利用」のところですが、私の担当する学校にもサッカーと野球のチームがあります。やはり週1回では足りないということで、土曜日・日曜日もしくは夜間の練習にと来られている団体もあります。あくまでも空いていればという条件で複数利用を認めています。今のところ新しい団体が入ってきていないのがありますが、運営委員会の皆さんの理解の中で許可をしています。

1利用がルールとして決まってしまうと、確かに複数回利用している団体さんに対しての規制が少きついかと思うところもあります。学校によっては少年野球の団体が、朝から夕方まで校庭を利用しているところもあるそうです。メンバーに小学生も中学生もいらっしゃって、その中で年齢分けをして指導されているかとも思いますが、ずっと同じメンバーで日曜日の朝から夕方まで使用しているのだとすれば、それはどうなのかなというところがあります。

杉本委員： 私の担当する学校にもサッカークラブがあり、ほぼ毎日活動をされていましたが、活動日が少しずつ減ってきました。なぜかと言うと、放課後子ども教室が実施されるようになったからです。ご存知のように、放課後子ども教室は将来的には平日は毎日実施という、区としての考えがあるかと思えます。当然これまで利用していた学校開放団体と時間が重なり、どちらを優先とするのか非常に難しくなってきました。

その件に関して今後について団体と話し合いをしたのですが、我々も子ども達のために活動していますという意見もありました。今はお互いに譲歩している状況ですが、今後の展開の中で強制的に利用させないということになった場合、子ども達のために古くから活動されてきたことを考慮すると、なかなか難しい部分があります。

柳沢会長： 放課後子ども教室は、どのような時間帯で実施されているのですか。

杉本委員： 学校によって違いますが、放課後の3時から4時30分頃までです。夕焼けチャイムの時間も11月から早まり、放課後子ども教室もその時間に終了しようということになっています。学校開放は放課後子ども教室が終わってからになります。今は暗くなるのが早いので、ほとんど活動はできない状況ですが、自主的にライトなどを持ち寄って活動しているところ

もあるそうです。

紙谷部長： 放課後子ども教室事業は、教育委員会と生涯学習振興公社で進めておるところです。子ども達の安全な居場所づくりのため、今年度は週3回以上の実施を目標にしています。

杉本委員がおっしゃったとおり、学校開放でこれまで活動してきた団体とバッティングしてきます。私どもとしては、まずは放課後子ども教室を優先しようという考え方もございますが、それについての新しい考え方などありましたら、ご意見としていただきたいと思います。一気に進めるということはありませんが、最終的な目標として平日は毎日実施するというものがあります。現在は、週1回のところもあれば、毎日実施しているなど、学校によってばらつきがあります。

柳沢会長： 放課後子ども教室についてはいろいろなやり方があります。品川区では学習の時間を組んでいるところもあります。多くの子ども達を対象としているという観点では、放課後子ども教室はこれからも続くでしょうし、拡大していく流れにあるかと思います。

それに対して、言い方は良くないかもしれませんが、特定の子ども達を対象とした学校開放活動がどう組み込んでくるかと考えた時に、非常に難しいところですがどちらかという学校開放をアレンジし、一緒にできるような方向で考えていかなければならないと思います。

また、子どもの運動も週何日ぐらいが適正かという議論も一方であります。中学校の部活動も週6日・7日と毎日活動することが子ども達のドロップアウトにつながるという議論もあります。考え方が多様になったため、どう折り合うか難しいところではありますが、いかがでしょうか。

丸山(昌)委員： 現場の立場から言わせていただきますと、放課後子ども教室は各学校によってやり方が異なります。足立区の目標として私が認識しているのは週5日、会場は図書室、教室、校庭、体育館の4箇所を実施するということです。

本校の場合は、たまたまですが放課後子ども教室を実施する時間帯と学校開放の活動が重なっていません。重なっているというところもあるそうで、区の方針に学校も合わせていこうとする一方で、学校開放事業ともどうしてもぶつかってしまうそうです。このところは避けては通れない問題なので、新しい仕組みを考えていかなければならないと思います。

柳沢会長： 少し話ははずれますが、本日いただいた資料を見ますと、小学校で1番団体数が多いのは千寿本町小の32団体で、少ないところでは9団体と、学校間で20数団体の違いがあることが分かります。この資料から、少なくとも32団体は登録、活動できるということなのでしょう。これだけばらつきがあるということは、まだまだ入る余地はあるということが分かりますし、利用調整にコツがあることも予想できます。

宮崎委員： 登録しても、年に数回しか活動しない団体もいますので、一概にそうとは言えません。

私が団体の代表のような話をするのは本意ではないのですが、小学校のサッカーを指導していた当時は、月曜日から土曜日まで同じクラブが小学校を使わせていただいていた。なぜかという、低学年から高学年までの子どもがおり、一番多くて1つの学年に3,40人の子どもがいた関係で、学年ごとに分けて利用していたからで、そうすると結果的に毎日使っているように見えてしまうのです。さらに、夕方の4時から6時までという時間帯は、一般の団体が入ってくることはほとんどありませんでした。

私は放課後子ども教室と学校開放について、問題になっていることを知りませんでした。ここでの審議内容とは少し離して考えたほうが良いと思います。一緒に考えた場合、1団体

1 利用に限定し、できた空きは全て放課後子ども教室にという事態になってしまいかねず、問題点が変わってくるため分けて考えたほうが良いように思います。

紙谷部長： 学校教育活動が第一優先ということについては、どなたも異論がないと思います。その次の優先順位になると、学校へ通っている子ども達の安全・安心の居場所づくりということで、放課後子ども教室になるのかなと思います。学校開放はいわゆる施設の有効活用という面があり、使われていない時は地域の方に開放して有効に活用してもらおうというものなのかなと思います。確かにここで議論してもというのはもっともなご意見です。

柳沢会長： 少年団体に所属しているのは、当該の学校に通っている子ども達だけではないのですか。

平柳委員： 主に地域の子供達です。私が住んでいる地域にも少年サッカーや野球の団体があります。長年スポーツ少年団をやっておりましたが、利用施設の確保という意味では少年団体のグラウンド使用に関して足立区が一番遅れています。葛飾区などでは河川敷は少年団体が優先で使用できるようになっています。一方足立区の施設は大人も子どもも一緒に抽選です。

丸山(昌)委員： 開放団体と放課後子ども教室との兼ね合いというところで、スポーツ振興課へ相談など来ているのでしょうか。また、夕焼けチャイムの時間までは放課後子ども教室を実施していると理解していますが、その時間帯に開放団体が入っているような小学校が具体的に何校くらいあるのか、事務局のほうで数を把握しているのであれば教えていただきたいと思うのですが。

広瀬係長： 放課後子ども教室の担当所管から情報をいただき、次回皆様にお示ししたいと思います。

久米課長： 学校開放と放課後子ども教室については、調整の関係で苦情や悩みを聞いてはおります。放課後子ども教室自体も育っている最中なので、成長していく中で学校開放の枠がなくなっていくのが心配だと。飯ヶ谷副会長の学校ではどうですか。

飯ヶ谷副会長： 足立区では、放課後子ども教室ができる以前に総合型地域クラブを設立しようということで、私の学校でも興本倶楽部が活動しています。先にそういう展開があったものですから、私の学校では総合型地域クラブが放課後子ども教室も対象としたスポーツメニューをやっています。

総合型地域クラブと放課後子ども教室と、事業は違っても対象は同じ子ども達ですので、お互いに折り合いながらやっています。今は週3回が放課後子ども教室で、興本倶楽部が週2回子どもを対象にバスケットとサッカーメニューを実施しています。

問題は組織が違うため、放課後子ども教室は無料で自主運営の総合型地域クラブは有料と差が出てしまうことです。

また、今までは放課後にママさん達のバレーボールが入っていましたが、放課後子ども教室が始まるので時間をずらして欲しいと話があった時に、夜に子どもを家に残してバレーをするのはちょっとという話もありました。

柳沢会長： 放課後子ども教室自体に対する考え方も多様にあるということだと思います。行政がプログラムを全部作り子ども達の遊びや活動を固定化してしまうのか、総合型地域クラブが放課後子ども教室に関わるのか、ママさんバレーに関わるのか、いろいろな考え方があり結論が出ず、議論の枠をはみ出ていると思います。

先送りするわけではありませんが、特に区内のグラウンドをめぐる問題と、放課後と学校開放の少年団体との関わりについては少し置いておいて、一般の開放利用に関して話を戻したいと思います。原則「1 団体 1 学校 1 利用」でいいかというところではいかがでしょうか。

鈴木委員： 団体の使用については固定化しているのでしょうか。届出団体に变化、つまりなくなる団体もあるのでしょうか。

広瀬係長： 固定化に関しては、活動の長い団体ですと20年、30年と継続して活動しているところがあります。また、団体の廃止については、平成19年から70の団体がこれまでに廃止しています。全体の割合としては、ほとんどの団体が活動を継続していることとなりますが、中にはメンバーが揃わず活動を一時休止しているところもあります。

平柳委員： 昔に比べると子どもの数が3分の1くらいになってしまい、チーム編成ができず廃部するという状況が実際出てきています。昔は300、400チームくらいありましたが、今は統合などですっかり減ってしまいました。

鈴木委員： どれだけの頻度で小中学校が使われているかどうか、各団体の実績が必要ではないかと思えます。先ほどありました人数の多い少年サッカーや野球の団体は、1・2時間の利用枠の中で全員に公平に練習がいきわたるかということもあります。このような場合は例外的に1日もしくは半日の利用を許可できるということも考えられるのではないかと考えております。

宮崎委員： 各学校で開放利用についてスケジュール表を作られていると思います。それを何校かピックアップしていただき、総合型地域クラブのある学校ない学校、夜間照明のある学校ない学校など、団体名は特定できないようにした上で、資料としていただければ分かりやすいかと思えますが。

広瀬係長： 次回ご用意し、皆様に資料としてお配りしたいと思います。

宮崎委員： サッカーで週2日学校をお借りしている団体があります。1日は普通に使い、もう1日は日曜日の夜間校庭が空いているということで借りているのですが、ほとんどの日が結局別のところでの試合が入るため使えていない状況です。試合が入るかどうかは直前にならないと分からず、借りておきながら当日は使わないという状況になっています。

新規団体が学校へ利用枠は満杯ですかと問い合わせれば満杯ですという返事がくるのだと思いますが、実際は1つの団体が2日間使っています。もし新規団体が入ってくれば譲ろうと思っているわけです。利用枠は満杯であったとしても、完全に重複していないかと聞かれればそうではないということです。

飯ヶ谷副会長： これから有料化になった場合、当然先に使用料を払うことになると思います。空きがあるからとりあえず押さえておくということをしていると、団体さんにとっても大きな負担になってくるのではと思います。こうした「とりあえず」がなくなると空きがたくさん出てくるのではないのでしょうか。

柳沢会長： 有料化との兼ね合いということで、次の議題と重複してくる部分もありますので次の議題に移りたいと思います。本日皆様にご提示した学校開放のあるべき姿については、本日はただいご提案を受け、次回新要綱のたたき台を事務局の方から出していただき、再度事業の仕組みなど議論したいと思います。

(2) 学校開放事業予算について

(広瀬：日高：資料をもとに説明)

柳沢会長： ありがとうございます。各区によって若干仕組みも違うようですが、今の説明の中でご意見・ご質問等はございますか。

宮崎委員： 先日、ママさんサッカーチームの方とお話する機会があった中で、有料化のことが出ました。私からは今でも学校施設は有料ですが、開放団体として登録し、学校や地域の活動に協力することもあるから使用料が免除されているのですよと説明させていただきました。その方の話では、開放団体として学校教育活動や美化活動などに協力したいと考えてはいますが、学校とのコミュニケーションの中でなかなか言い出せないでいるとのことでした。

今後、施設を有料とした上で学校活動や地域活動に協力するということを強制にするというのは、現実に説得するのは難しいと思います。私個人としては正しいことだと思いますが。

柳沢会長： 確かに難しいことだと思います。しかし、今でも学校開放の経費が約1億7千万円かかっているということを提示し、理想論になってしまうかもしれませんが、お金を出して自分達の活動を楽しみながら、一方で学校や地域に協力し、大人の義務として子ども達の育成に関わる意識を持つことについて、学校開放団体に広くご理解していただけるように話をしていくしか方法はないのかなと思います。

品川区も有料化した当時はだいぶ混乱したようですが、10年経ってやっとご理解いただけるようになったということです。これまでの体質が染みついてしまい、自分の楽しみや健康のためにお金を払うという意識があまり理解されていない中、受益者負担について一般区民の方に広くご理解いただくというのは難しいことだとは思いますが。

田本委員： 有料化を実施した場合、お金を払っているのだから多少乱暴に施設を使ってもいいという気持ちが団体に出てきて、使い方に対する地域の苦情がさらに増えるのではないかと予想されます。有料化と合わせて利用者に対する啓蒙活動をどこでやっていくのかについて考えなければならず、やはり運営委員会の役割が最も重要になってくるのではないかと思います。

前回議題にあがった運営委員会の問題や温度差についても、縦と横の連絡を密にしてつながりを持ち、全校同じレベルまで運営委員会の資質を持ち上げていく必要があります。何をすればいいかわからない団体にいきなり貢献活動を要求するのは難しいとは思いますが、5年10年かかってでも、運動会の自転車整理をするなど運営委員会の中で貢献活動を具体的に話し合うことができるようにしていくべきではないでしょうか。そのためにはしっかりと運営委員会の上部組織を作り、きちっとしたルールやシステムが必要だと思います。

長谷川委員： 私は文化活動で学校施設を借りています。多目的室という、普通教室より少し広い教室を使用していますが、活動人数が少ない日は電気を半分消して半面で使わせていただいています。

自分のところだけ考えてはいけないのですが、体育館など他の施設と多目的室の使用料と比較した時に、少しバランスが悪いのではないかと感じました。料金を一律にした場合、学校によって教室の広さにも違うがあるため、不満が出るのではないかと感じます。

また、先日運営委員会に出席した時に、ある文化団体の責任者の方が活動日に学校に来たところ、部活動の保護者の方が教室を使っていたためその日は使えなかったと報告していました。開放団体は普段から苦情が出ないように声を出さないよう注意して活動しておりますが、部活動などは都大会が近づくと練習にも熱心になり、それに関わる保護者の方達の声やマナーに関する苦情が学校にも行くことがあるそうです。

柳沢会長： 使用料のバランスが悪いというご意見については、今後細かい調整をしなければいけないのはもちろんのところですが、ただ、広さや電球の数で使用料が全校バラバラになるというのは、その後のことを考えると難しいので統一になるかと思っています。

後半の話は運営委員会の力量の問題になるのではないのでしょうか。恐らく保護者の方は自分達の学校のつもりで使用していたのだと思います。運営委員会が区内統一した形になってどれだけコントロールできるようになるかだと思います。

宮崎委員： たくさん問題が出ていますが、有料化を実施した場合、同じ使用料をきちんと払っているのだから、たとえ4、5人でも使っていていいということになってしまうかと思いますが。また、ブロック化制度を導入して他の学校を使用したり、1つの時間帯に半面ずつ2つの団体が同時に使用したりする場合の料金の徴収をどうするかなどといった問題が出てくるのではないのでしょうか。そこをうまく現場で調整するのが会長である体育指導委員の方々なので、かなり大変になると思います。

また、足立区には簡易照明がついている学校があります。そのような学校は夜も開放していると思うので、その費用も試算に入れられるのであれば入れたほうがいいと思うのですが。

広瀬係長： 簡易照明につきましては、総合型地域クラブ支援の一環といたしまして、舎人第一小学校、加平小学校、西伊興小学校などに学校教育部と連携して設置させていただいた経緯がございます。今ご指摘いただいたように、活動に伴い照明代がかかっておりますので、当然入れるべきだと思っております。

田本委員： 体育指導委員の方にそこまで負担をかけていいのでしょうか。運営委員会の温度差についても、体育指導委員がしっかりしなさいという話ではありません。利用団体や学校の協力はもちろんですが、もっと行政の協力が必要だと思います。システムをまずは構築しないと。

久米課長： 現状のまま移行すれば体育指導委員にかなりの負担をかけてしまうので、新しい組織やシステムをしっかり考えたいと思います。今は一人ひとりの職人芸に任せてしまっている部分があります。

飯ヶ谷副会長： 皆様お気遣いありがとうございます。現在アンケートを作りまして、それぞれの体育指導委員がどのように運営委員会を行っているのかまとめており、こちらでも運営委員会のあり方について考えていきたいと思っております。

今ありましたように、有料化した場合の負担全てを体育指導委員だけでは背負えません。しかしながら、運営委員会に出席し会長を務める体育指導委員が、まず第一番目に苦情を受けることになるということは覚悟しております。

本日お集まりの委員の中に、PTA連合会の方もいらっしゃっていると思いますが、いかがでしょうか。運営委員会の副会長格で毎回ご出席いただいているかと思うのですが。

古田委員： 私の学校では、一度も運営委員会について言われたことがないのが現状です。運営委員会というものがあつたということ、審議委員になって始めて知りました。

丸山(悦)委員： 私も出席してはおりますが、PTA活動で学校をお借りする場合に、一緒に皆さんと調整して利用枠をいただくという形を取っています。

飯ヶ谷副会長： 運営委員会は体育指導委員一人で運営するのではなく、会長職の他に副会長や書記の方などもいらっしゃると思うのですが、それも学校によってばらつきがあるということですね。

宮崎委員： 運営委員会の要領には(1)青少年委員(2)体育指導委員(3)学校代表者(4)PTA代表者(5)町会自治会代表(6)利用団体代表者(7)社会教育関係団体代表者(8)その他と記載されているようです。

杉本委員： 恐らく担当する体育指導委員も学校も、運営委員会の中で全く認識をされずに行っていた

のだと思います。私はPTA会長時代には必ず出席していましたから、学校によって違うのだと思います。

柳沢会長： 学校側の時代背景もありますし、地域によってやり方に違いがあるということで、一度話を戻したいと思います。

受益者負担についての考え方はおおよそ事務局に示していただいたような考え方でよろしいでしょうか。

下川委員： 質問ですが、私物の用具や作品を教室の一角に常に置かせていただいている団体もあるかと思えます。その間用具が置いてあるために通常鍵がかかっており他の団体が使うことができず、つまり占有している状態になっています。そういったケースでは使用料が発生するのでしょうか。それとも活動時だけ使用料をお支払する形になるのでしょうか。

新しく校長先生や副校長が赴任した時には既にもうそのようになっているため、学校としてもなかなか言えないそうです。今は空いているから無理に言わなくてもということもありますが。

長谷川委員： 私の学校では工芸団体が使用する釜を置かせていただいています、それは教室ではなく、外倉庫の一角をお借りしています。

丸山(昌)委員： 担当課に相談したいなと思いつつも、それは校長先生のご判断にお任せしますという回答しかいただけないものですから、そうするとあえて自分から地域の人と摩擦を起こそうと考える校長、副校長もいないと思います。

柳沢会長： 先ほどからある体育指導委員に苦情が来るとい話と同じですね。やはりルールをきちんと作った上で、ルールはこうなっていますからと、個人の責任で対応をするのではなく組織として対応する必要があると思います。

杉本委員： 体育指導委員の中でも運営委員会の会長職を2校、3校も務めている委員がいます。これから有料化になった場合、1校だけならまだしも苦情などの負担が2校3校となると、普段仕事を持っている体育指導委員もいるわけですから、全て対応しきれないかどうかもう少し考えていかないとと思います。

柳沢会長： これからどういう運営委員会を作っていくかということだと思います。

品川区はスポーツレクリエーション推進委員会を17地区で作り、利用団体と体育指導委員が中心になって調整し、体育指導委員会に全て負担させない方式をとっています。

宮崎委員： 私がPTA会長だった時には、青少年委員さんや体育指導委員、地域の方など、みんなで運営委員会をやっていました。学校の部活動の顧問の先生がいらっしゃらなくなると、校外指導員を開放団体の中をお願いしていたこともあり、つながりもでき良い形になっていました。

現在もそのようにやっている学校もたくさんあるとは思いますが、運営委員会が利用調整のみの場となっているところについては、ぜひそちらの方に向かうよう働きかけていただきたいです。

長谷川委員： スポーツ団体は学校の美化清掃に協力したり、文化団体は文化祭に作品を出させていただいたりして、学校と連携をとっています。

飯ヶ谷副会長： 学校貢献と言ってもいろいろあると思います。行事のお手伝いとして参加するというのもありますし、利用団体のメンバーで年に1回学校の美化清掃をしましょうなど、すでに行っているところは当然あり、最近は徐々にそういう流れが出来ているところもあります。

柳沢会長： 受益者負担についてはよろしいでしょうか。あともう1件議題が残っておりますので、先に進めたいと思いますが。

広瀬係長： ここで会長にご提案ですが、ご議論が活発に行われ、時間の関係もございましたので次の学校開放自主管理については次回に先送りにさせていただければと思います。

柳沢会長： それでは次の議題の学校開放自主管理については次回の検討事項といたします。資料についてはご一読いただき、お持ちいただければと思います。

本日は具体的な中身について話し合いました。まだまだ決定事項ではないため、残り数回の委員会の中でご意見をいただき、新要綱の細かい点についても齟齬がないかどうか検討し、それらを反映して足立区の現状にあったものにしていきたいと思います。

さらにはこれからの学校開放の方向性として、学校に貢献する活動をしていくとありました。これまでの学校開放にない、地域全体から評価され、支援されるような学校開放の仕組みを作っていきたいと思います。

先日、文部科学省の方から「スポーツ立国戦略」という、これからの日本のスポーツをどのように推進していくかというレポートが出されました。その中で、一つのポイントとして「新しい公共」という言葉が出てきます。これまで行政がやっていたことを、行政だけではなく住民や民間の力を合わせて協働し、いきいきとした地域社会を作っていこうという発想です。学校貢献事業についても、子ども達や地域のために、自分達が楽しむだけでなく力を合わせてやっていこうと言えるのだと思います。

足立区の10年・20年後のスポーツのあり方・生涯学習のあり方を、要綱等で方向性を示せたらと思います。理想論という言い方をされる方もいるかもしれませんが、理想がなければ前に進むことはできませんので、そういったものを抱きながらまた次回により具体的な内容で進めてまいりますので、引き続き積極的なご意見をいただければと思います。

本日はお疲れ様でした。

学校開放事業審議会

第4回会議録

日時：平成22年11月24日(水) 午前10時から12時まで

会場：南館4階 作業室

出席者：審議会委員・・・ 柳沢和雄会長、飯ヶ谷美恵副会長、山本二男委員、下川佐智子委員、杉本信行委員、丸山悦男委員、古田正彦委員、岩城武委員、平柳茂雄委員、長谷川京子委員、宮崎計亮委員、鈴木良太郎委員、高橋久代委員
教育委員会・・・ 紙谷生涯学習部長、久米スポーツ振興課長、広瀬振興係長、中山主任、高橋主任、日高主事(以上19名)

1 挨拶

審議会会長挨拶

柳沢会長： おはようございます。だいぶ寒くなってきましたが、朝早くからご苦労様でございます。先日足立読売に審議会のことが記事として掲載されたようで、区民の皆様はこの審議会の動きについてご理解いただけるようになると思います。

これまでの3回の審議会の中で、皆様方からいろいろご意見をいただき、学校開放の問題点や課題について議論をいたしました。それを受け前回事務局の方で「学校開放の目指す姿」ということでたたき台を作り、具体的に登録条件や利用形態、利用者の義務など、また運営委員会の構成や運営について課題を整理したところです。

本日は議題の中に報告事項もありますが、事務局の方で実施要綱の見直し案が作成されていますので、それについて確認をしながらまたご意見をいただいて修正をしていきたいと思っております。非常に大事なところですので、遠慮なくご意見をいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

教育委員会挨拶

久米課長： 皆様おはようございます。

現在来年度の組織について動いております。このスポーツ振興に関しては特段大きな動きはございませんが、国体の担当が今度新たにできる予定です。それを含め新しい組織についておいおい皆様にご案内したいと思います。

また、その中で学校開放についてもやはり議題となっております。教育施設である学校施設をどう一般の方々の地域活動に結び付けていくかということで、区長の話では教育・生涯学習と経て、今一番大事なのは地域活動の支援ではないかと。来年度以降は地域活動支援を重点においていきたいと考えています。その中でこの学校開放事業も地域活動支援の一つの項目でございます。それについては組織の改変の中でより支援を強めていきたいということです。区政の中のより本道に近づけるのではないかと担当としては思っているところです。今日はよろしくお願いたします。

第3回学校開放事業審議会報告

日高主事： 10月26日(火)に行いました、第3回学校開放事業審議会の報告をいたします。

前は、これまで委員の皆様からいただいたご意見を基に「足立区の学校開放の目指す姿」として事務局よりたたき台をお示しさせていただきました。1団体1利用という話から、放課後子ども教室との兼ね合いや総合型地域クラブとの関係なども加わって、複雑な利用枠を最大限活用するにはどうすればいいか、かなり難しい議論となりました。

また、有料化については、有料化には同意しつつもやはり利用者側にどのように納得してもらえるかということや、導入に伴って会長の負担が増えるのではないかとといった心配の声が上がりました。こうした導入前と導入後の混乱を最小限にするために全校で共通認識を持てるよう、運営委員会の上部組織を作り、5年10年かかってでも学校開放全体の意識を変えていこうというご意見も出ました。本日もまた具体的な審議になると思いますので、引き続き活発なご意見をよろしく願いいたします。第3回の審議会報告は以上です。

2 審議会

(1) 学校開放自主管理についての報告

高橋主任： 資料「自主管理マニュアル」を基に説明

柳沢会長： ただいま学校開放の自主管理と経緯と現状についてご説明いただきました。この件について皆様方から何か確認やご質問がございましたらどうぞ。

宮崎委員： 第1回審議会の時にも同じ質問をさせていただきました。平成17年度は109校の内7校が自主管理で、残りの102校がシルバー人材センターに委託しているということで1億8400万円の管理委託料がかかっています。平成20年度は、78校が自主管理になり31校のみが管理を委託していると思いますが、その経費は1億3000万円です。割合としてこれまでの経費が3分の1くらいまでに落ちていいように思いますが、何か理由があるのでしょうか。

また、平成21年度と22年度とこれからも自主管理校が増えていくのでしょうか。

高橋主任： 自主管理校の管理人の経費が全くゼロという形になるというわけではありません。というのは、教室を利用する団体については、今までどおり管理人の配置をお願いしています。また、自主管理でない学校と自主管理校で条件が違ってまいりますので、自主管理校についても学校の理由で配置が必要な場合、小学校は最低500時間、中学校は600時間という制限の中で管理人の配置を許可しています。そのため全く配置時間がゼロになるわけではなく、自主管理を導入することによってこれまでの配置時間が導入前のおおよそ半分に減ります。全体の4分3の学校で実施し、その1校1校が実施前より半分に減るとい形になりますので、数字上では78校が自主管理という割にはあまり減っていないように見えるのは、そういった事情によるものです。

それから、自主管理を実施する条件として「独立型の体育館がある学校」というふうに限っております。体育館が校舎の中に内蔵されている学校については、どうしても校舎の中に立ち入らざるを得ません。施設的な面でできないことはないですが、例えば廊下にシャッターを何箇所か設置するなど大掛かりな工事が必要となり、経費的な面でも合わないというようなところと、校舎の中にはやはり生徒の情報など大切な物があります。平成20年度で独立型の体育館のできるどころについては全て実施しましたので、これ以降については自主管理校を増やす予定というのは今のところありません。

宮崎委員： 純粹に管理委託料が減らないのは、ひとつは教室を使う場合に管理人を配置しなければならないということですよね。校庭や体育館の団体は鍵を持って自分達で管理しているところ、一方1つの教室を使うためだけに管理人についていただくというのは、少し不合理だと思う方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

また、もうひとつの理由は学校開放とはあまり関係がない理由のように思いますが、その理解でよろしいですか。

高橋主任： 教室を使うときにはどうしても校舎に立ち入りますので、先ほどの理由もあり管理人がいるところで使っていただくということです。

宮崎委員： シルバー人材センターの管理委託料を減らしていくというのはほぼここで限界ということですね。

高橋主任： そうですね。あくまでも校庭と体育館と、校舎の中に立ち入らずに皆さんで在る程度開け閉めしていただいても差し支えないだろうということについて行ったのがこの自主管理です。

久米課長： 実際自主管理をやって、面倒なことなどはあるのでしょうか。

丸山(悦)委員： 全く面倒ではありません。しかし私たちの団体ではないのですが、他の利用団体で少しトラブルがあったということは聞いたことがあります。

広瀬係長： 私どもで緊急時の場合の対応として携帯電話を持っており、土日や平日夜間など、利用団体の皆様から事故やけが人が発生した際等に連絡を取れる体制をとっております。

当初月に数件はあるだろうと思っていましたが、現在ではほとんどありません。慣れてきて油断した頃にトラブルが発生するということはあるかもしれませんが、自主管理が定着すれば団体での鍵の開け閉め、安全管理は徹底できると認識しております。

宮崎委員： 私たちも使わせていただいておりますが、最初の頃は今おっしゃったようにナイター照明がつかなかったり、鍵が開けにくかったりなど色々ありましたが最近はそのようなこともなくなりました。

他区の例では、トイレは学校の中なので使用不可という学校もたくさんあります。そうしたところでは校外のトイレを使うそうです。足立区の場合は必ずトイレも使わせていただいているので大変感謝しております。

柳沢会長： これについてはよろしいでしょうか。また話の中で質問がありましたらお願いします。

(2) 学校開放週間プログラムの状況報告

日高主任： 代表事例を基に説明

柳沢会長： 週間利用について小学校と中学校と例を出していただきました。これについていかがでしょうか。

久米課長： A小学校の方が利用が少ないというのは理由としては何が考えられるのでしょうか。

日高主任： 地域の特性もあると思います。A小学校は交通の利便性が悪く周辺地域のメンバーが集まった団体がほとんどです。駅から近いB小学校のような場合、比較的他の地域の人も集まりやすく、新規に団体を作りやすいのではないかと思います。

柳沢会長： B小学校は他の地域の団体さんも入っているということでしょうか。

日高主任： 5名以上が中学区域内に在住在勤という登録要件がありますので、全員が全員他の地域ということはありませんが、交通の便が良いほうが他地域の人も集まりやすくメンバーが増え

やすいということです。

久米課長： 仕事が終わった後の活動だと、駅から遠い学校へはなかなか行きづらいのではないのでしょうか。

広瀬係長： 資料の補足説明ですが、放課後子ども教室は現在小学校全校で実施しております。

今日は校長先生が2人とも都合によりご欠席ですが、この資料を見ると学校によって実施に際して温度差があるようです。ほとんど毎日のように実施されている学校もあれば、週に1回程度というところもあるようです。施設も校庭・体育館・図書室を積極的に使っている所もあれば、1ヶ所のみという所もあります。

組織としては実行委員会方式で、地域の青少年の健全育成に関わっている方々からの選出による形式で進めているところが多いです。運営に関して学校は特にタッチしていないとのことです。学校教育とは別の、放課後の見守りや安全をメインとした遊び・学習といった活動を展開しています。

最低でも週に3回の実施を教育委員会では目標としています。

久米課長： A小学校のA野球団体が、火曜・木曜も活動して土日活動となっていますが、本当に活動しているのでしょうか。

広瀬係長： 活動しています。こういう取り方をされている団体は少なくありません。特に少年野球や少年サッカーなどが多いと思います。これは対象者が毎回同じではなく、学年別での活動のためというところがほとんどだと事務局でも認識していますが、結局のところ同じメンバーも活動しているという情報をいただくこともあります。

宮崎委員： 私の感覚ではむしろB小学校のA少年サッカーがこの時間だけでサッカーが教えられているということが不思議です。週に1回この時間だけ集めて、まんべんなく教えられるのかなと疑問に思います。このような使い方では、それこそ試合相手を探して土日に色々なところへ行っているのではないかと思います。

古田委員： A小学校はナイター照明がないにも関わらず、夜間に使えているのですね。

山本委員： 登録団体の構成員の数がこの資料からは分かりませんので、今言われたようにA野球団体の場合、人数が多いから週に4日利用しているのか、同じメンバーが4回使っているのか見えてきません。体育館についても同じだと思います。ある程度団体の登録人員数で使用許可の日数を決めるというのも一つの案ではないかと思います。

質問ですが、地域というのがどの範囲を指しているのかよく分かりません。A小学校の場合小学校区域のみを指しているのか、それとも中学校区域の単位ぐらいまでを指しているのでしょうか。もっと広い地域を範囲とできるのであれば、学校間での種目の調整というのも可能になってくるのではないのでしょうか。

柳沢会長： 登録団体の人数で利用の配分を考えていく必要があるのではないかというご意見と、ここで言っている地域というのはどれくらいの範囲を指すのか、広ければ複数の学校間で利用の調整も可能になるのではないかというご意見が出ました。

広瀬係長： 登録要件の中で、中学校区域という説明をさせていただいております。事務局がチェックするのは、申請時に登録団体メンバー表にある住所が、その中学校区域の中に含まれているかどうかということです。もし要件に満たなければ人数を増やしていただきたいとお願いをしております。

柳沢会長： 中学校区で登録ということですが、中学校区内にある中学校及び小学校の運営委員会の相

互の情報交換というのはまだ仕組みとしてはいいないので、今後の可能性として他校の情報で空いている所が分かればそちらを使わせてもらうことも可能になるのではないかと思います。

丸山（悦）委員： 審議とは外れますが、放課後子ども教室資料の新田学園の欄にフットサルコートとあるのですが、これは校内の設備ですか。

広瀬係長： これは隣接された区の公園ですが、学校も使えるよう校庭から出入りができるようになっています。学校が優先する時間帯もありますが、フットサルコートは一部団体への貸出しや一般開放を行っています。

柳沢会長： 放課後子ども教室については、ここでは議論しませんが今後力を入れてやっていくという方針ですからそれは動かさないとします。では、次に本日のメインでもある要綱案について、事務局よりご説明いただきたいとします。

（３）【あるべき運営】に基づく要綱案

広瀬係長： 資料をもとに説明

柳沢会長： ありがとうございます。今までの意見を反映した形の改正案ですが、非常に多岐に渡るためそれぞれ疑問に思った点、確認したい点、訂正して欲しい点等がありましたらよろしくお願いいいたします。

山本委員： 11条2項で登録期間は2年間とするとありますが、その期間中は新規に登録できないという解釈になるのでしょうか。また、途中で登録を許可する場合においてもその登録期限というのはどのような取扱いになるのでしょうか。

広瀬係長： 現在の期間は4年となっております。途中で登録することも要件を満たしていれば可能です。今後一斉に登録をして2年ごととするのか、途中で登録できるのかというご議論になるかと思うのですが。

山本委員： 途中で登録をした団体は、登録をした日から期間が2年間ということになるのでしょうか。

宮崎委員： 途中で登録をした団体も、次の登録更新日までの期間になります。

柳沢会長： 2年ごとに見直していくということです。それぞれ更新日が違うと事務が煩雑になりますから。

古田委員： 登録要件について、構成員10名以上のうち、これまで5名以上が中学区域内に在住・在勤であったところが新要綱案では半数以上となっております。このようになるとこれまで活動していた団体でも要件から外れてしまい継続できないところが出てくると思います。仕事の都合で途中で他の地域へ異動される方もいらっしゃいますし、文化系の団体、例えばオーケストラなどは区内の色々な地域から集まったメンバーで構成されていることがほとんどなので、排除されてしまうような気がします。

長谷川委員： 私も同じように思います。私の活動する団体も構成員の半数以上はおりません。

広瀬係長： 事務局でも登録更新の際に1600団体のメンバー構成を調べるにあたって、追跡調査や電話での問合せなどかなりの時間を費やします。個人的な意見ではありますが、中学区域をなくし区内に在住・在勤であればという表現の方が皆様方にとっても我々事務局にとってもメリットがあるのではないかと思います。

学校施設は地域の財産という見方があり、地域の方々が優先的に使うというイメージを固定観念として持っていました。足立区という大きな地域の枠組みの中でご利用いただいた

り、それが難しいならば区内を複数のブロックで分け、ブロック範囲の中で半数以上としたり、これまでより大きく捉えていただけると我々としても大変ありがたいと思っております。

久米課長： 古田委員に質問ですが、オーケストラの団体はどういった理由でその学校を使っているのでしょうか。

古田委員： メンバーの何名かがその学校の卒業生だったためその地域から始まっています。20年ほど続いている団体ですが、その間仕事の転勤や引越しで他の地域へ出てしまうメンバーもいます。新しい人も入ってきますが、楽器関係は区内の色々な地域の方が集まるというのが多いです。

宮崎委員： 私は現在サッカー協会の女子チームの指導をしておりますが、小学生の女子チームは区内に2チーム、中学生となると1チームしか足立区にはありません。足立区中から30名ほどの選手が集まって活動していますので、半数以上が中学区域内の在住となると要件から外れてしまいます。あくまで原則とし、相談することによってある程度認めるという内容にしていきたいです。

あと質問ですが、第11条4項に複数校の登録について記載してありますが、どのような場合複数校の登録を認めるのでしょうか。

広瀬係長： ひとつとして総合型地域クラブなど公益事業を積極的にやっている団体があります。学校を拠点とした活動がメインなものですから、1つの総合型地域クラブが広いエリアを対応するためにはいくつかの学校を登録する必要があると思います。

飯ヶ谷副会長： 今年は各学校で耐震工事があり、使用できない期間他の学校を利用したいと個々に相談がありましたがその調整で少し混乱しました。

区内在住・在勤であればどこでも使えるとなった場合、先ほどお話にあった文化団体のような団体は良いと思いますが、例えば駅から近かったり設備が新しくなったりする学校に登録が集中し非常に混乱するのではないかと心配です。

競技性もあり、ある程度の年齢の子ども達であれば、多少離れたとしても場所を確保して通うということも悪くないと思いますが、今活動している団体のほとんどは学校のPTAから始まったり、通っていた児童の父兄の方が指導者であったり、その学校と縁があって活動しています。

せめてブロック分けにしていただかないと、一斉に混乱が起きると思います。

広瀬係長： 本日丸山委員と田本委員がご欠席のためご意見が聞けなくて残念ですが、学校側といたしましても他の地域の利用者に少なからず抵抗があるのではないかと思います。そうした意味でも今飯ヶ谷副会長がおっしゃったように、区内全域とした際大変な混乱をきたすのではないかと思います。ブロック管理を必要とした上で、半数以上そのブロック内に在住・在勤であることを原則とするというのはいかがでしょうか。

杉本委員： 私も飯ヶ谷副会長もそうですが、運営委員会を運営している立場で見ていると、構成員の方が本当に中学区域に在住・在勤なのか全く分からない状態です。新規登録に関わっている登録団体なら良いですが、私が会長になる前から活動されているところでははっきりとは分かりません。

先ほどからあります登録要件ですが、ただしという文言を加えた方が良いのではないのでしょうか。登録に審査という文言が出てきましたので、審査の中で、在住・在勤の方が半数いなくてもきちんとした理由があれば協議の上許可するというようなこともできるのではな

いかと思います。

あと、気になった条文が1つあります。18条2項に5名以上で使用できない時というのがありますが、実際に確認するのは難しいと思います。先日開放団体が活動しているところを見に行ったことがありましたが、3人で体育館を使っていたという状況でした。その日はたまたま人数が集まらず3人だったようですが、確認する人がいない以上禁止できないと思います。利用ノート等を作って活動場所に設置し、その都度何名で使用したかも含めて確認する必要があるのかなと思います。

柳沢会長： 登録要件については再度事務局で検討していただきたいと思います。半数以上が中学区域という考え方、ブロック分けという考え方、原則という文言を頭に使う考え方もあります。全域にしたとしても利用のところで中学校区域の団体を優先して制約をかけるなど方法があるかと思いますが、もう1度検討していただくという形でのよろしいでしょうか。

18条の利用制限についてですが、5名以上で使用できないという制約が運営委員会では実際に把握できないということですがいかがでしょうか。

久米課長： 確かに条文を作っても実効性がないのでは意味がありません。自主管理の学校は尚更確認が難しいと思います。

杉本委員： 5名以上で使用できない時というのは、もう団体としても人数が少なくなってしまっているという団体もあると思います。最初は10名いた団体もだんだんメンバーが減って現在は5、6名しかいないところでも、活動を許可していいものかどうか。

広瀬係長： 考え方は色々あると思います。一応10名以上というところの最低限の半数として5名としたのですが、ご意見を聞くところして条文化するのもあまり適切ではないかもしれません。

杉本委員： 登録時は10名以上だったけれども、途中でメンバーが減ってしまった団体に関してはこれから増やす努力をしましょうということで良いと思います。私が先ほど言ったのは、ある日には3人しかメンバーが集まらなかった際は使用できないという解釈の場合です。

広瀬係長： 追跡調査をした事例ですが、要件さえ満たしていれば用紙による審査なので家族や近所の方など実際には活動しない方の名前を借りて登録をする団体もあります。実際現場に行って確認するわけではありませんし、皆さん要件を満たすことに必死になるわけです。生涯学習・生涯スポーツとして人数だけで優劣を判断できるとは思いませんが、区民の方からよくお叱りを受けるのは、ナイター照明をこうこうと点けた中、体育館の水銀灯を点けた中2人3人で使っているというのは、もう団体の活動ではないだろうということです。このことは団体の皆さんにも理解していただき、ご自分たちで活動を自粛していただきたいところではございます。

平柳会長： これから学校開放が有料になれば内容が違ってくると思います。2人や3人で使用料を払っていても続けられないと思います。

広瀬係長： 受益者負担についてはまだこの条文の中に入っていないんですが、そういったところで制限をかけていくというのも一つの有効な手段かと思います。

山本委員： この要綱には報告というものが入っていないですね。利用団体がどのような状況で使ったかという報告は出すべきだと思います。人員数など嘘を書かれてしまえばどうしようもないですが、ある程度把握できます。

それから運営委員会要領の第3条の組織のところですが、運営委員の人数はどのように決まっているのでしょうか。また、この運営委員は利用者を主体に置くべきではないでしょう

か。利用者はこれまでは上から押し付けられた形の中で使わせてもらっているという感覚だったと思いますが、これからは自分達で運営委員会を運営する意識付けをしていかないと、今のままでは責任というのはあまり意識されないのではと思います。利用団体を主体として、第4条のところで会長を体育指導委員ではなく利用者団体の中から選出し、むしろ副会長のところに体育指導委員の方がついたらほうがいいのではという気がしました。

柳沢会長： 4点ご意見をいただきました。1点目は第18条の5名以上の使用と関連して、利用報告をさせたらどうかというご意見ですね。2点目は運営委員会の要領の中で、体育指導委員が中心ということではなく、利用団体を中心とした方がいいというご意見でした。3点目は要領に運営委員会の構成人数についての記載がないという問題。4点目は原則会長職には体育指導委員の方に就いていただいています、利用団体から選出したらどうかというご意見です。これについて皆さんいかがでしょうか。

宮崎委員： 報告書は今でもあります。教育委員会に提出するものと、学校が独自に作成した日誌を利用が終わった時に記入し提出しています。それは学校のみで管理されていると思います。

長谷川委員： 私の学校では会長は体育指導委員さんがなり、副会長と書記を若干名利用団体から選出しています。何かあれば会長の体育指導委員さんに電話をするなどしておりますので、このままで良いと思います。

古田委員： 会長は体育指導委員の方が良いと思います。利用団体がいきなり会長をやると言われても団体も困ってしまうのではないかと思います。

飯ヶ谷副会長： 第3条に確かに人数が載っていませんが、実際の運営委員会は利用団体の代表者が一番多くメインとなっています。当然出席しないと利用申請ができませんので必ずご出席されています。

宮崎委員： この要領の利用団体代表者というのはそれぞれの利用団体から代表者が出てくるという意味ですね。

飯ヶ谷副会長： そうです。そのため学校によって人数が違います。

まだ皆さんにお示しできていないのですが、体育指導委員会の方で運営委員会の出席率についてアンケートを取りました。当然利用団体さんはこれに出席しないと場所が取れませんので出席率は100パーセントに近いです。反対に学校の方が他の色々な会議等と重なることもあり出席率が若干少ないという結果になりました。詳しい結果についてはまとめて次回までにはご提示させていただきたいと思います。

会長職についてですが、体育指導委員ではなく利用団体の中から就いていただけたらこんなに素晴らしいことはないなと思いましたが、今は体育指導委員が会長を仰せつかって、副会長は利用団体やPTA会長という形でやっております。その他年度初めに書記を交代制でお願いしたり、会議が穏やかに進むようお茶当番があったりします。利用団体の中から会長職となると、どうしても古くからご利用になっている方や地域の中で役職がある方など、違いが出てきてしまいます。一度は全部均等にしたいという思いがあります。運営委員会に出席して場所だけとって帰れば良いという会議のままでは困るので、これから学校開放の進む道をしっかり勉強された方が会長職を務めた方が良いと思います。

長谷川委員： 副会長職の人数が若干名から2名となっていますが、若干名のほうが良いような気がするのですが。

杉本委員： 最低2名という記載にすれば良いのではないのでしょうか。そうすれば3名でもいいですよ

ね。どの方が副会長に適任なのかは地域によって違いがあると思いますから。

下川委員： 運営委員会の構成員の中に教育委員会は入っていらっしゃいませんが、各学校の担当者というのは決められているのでしょうか。開かれた学校づくり協議会の場合は学校ごとに担当の方が決まっており、何かあった時の連絡はその方ということになっています。

広瀬係長： 我々は事務局という立場でありますので、全体の統括をさせていただいております。学校開放で何か問題が発生し、運営委員会のみでの解決が難しい場合は我々が会に出席させていただいております。進行は会長をお願いしておりますが、その中で発言させていただく場面は当然出てきます。

宮崎委員： 要綱第9条の「1つの団体の利用時間は、1時間単位、最大3時間までとする。但し、教育委員会が運営委員会と協議のうえ承認した場合はこの限りではない」とありますが、恐らく協議の対象は総合型地域クラブのみで、一般の団体はあくまで3時間が最大となるかと思えます。

サッカーの指導をこれまでしてきたの意見ですが、サッカー協会は6歳から2歳きざみでの指導方針というものを示しており、全ての少年サッカーチームの指導者は公認の資格を持って指導を行っています。当然チームの中でも学年によって指導内容が違います。多くのサッカーチームはこうした環境の中工夫をしながら活動されていると思いますが、この条文が適用されてしまうと指導が難しくなるのではと思います。総合型地域クラブはどなたでも気軽に参加ができますが、少年団体はまた違う趣旨を持って子ども達の健全育成に関わっています。それをご理解いただいた上で柔軟に対応していただけるとありがたいです。

柳沢会長： 現在はどのような形で活動をされているのですか。

宮崎委員： 現在は放課後子ども教室が終わってからになります。先ほどの資料のA小学校のB少年サッカーは、平日の19時までと土曜日の午前中を使っているとなっておりますが、私が小学生を教えていた時平日は全てサッカーで使わせていただいております、月曜日が1・2年生、火曜日が3・4年生、水曜が5・6年生など割振って活動していました。

柳沢会長： これまでのところを確認させていただきます。

要領の運営委員会の構成員の人数については、現実には利用団体代表者が主で学校によって人数が違うため明記せず、副会長は若干名とし、会長についてはそのまま体育指導委員にあたっていただいた方がよいということ。構成員の中に教育委員会の名前がないのは体育指導委員が非常勤公務員であり、教育委員会とのパイプ役として存在するため教育委員会という名称は入らなくていいと、ここまではよろしいでしょうか。

次に少年サッカー団体は指導方針とし年代別で指導をしており、レクリエーションではない形で青少年の健全育成に寄与しており、第9条の協議の対象に少年団体の活動も入れるのかどうかということによろしいでしょうか。

久米課長： 区としても青少年の健全育成について、子どもの体力低下が問題視されているにも関わらず、地域の方々がほとんどボランティアでやっている活動をなぜ支援しないんだという声もあります。

宮崎委員： 団体種別についても色々項目があります。我々は青少年育成団体になると思いますが、そこを話し合いで理解していただけるのかだと思います。

広瀬係長： 第9条の条文は総合型地域クラブだけを意識したものではございません。色々な地域での活動でご尽力いただいている団体は他にも多数ございますので、そのような団体も含めて考

えています。

宮崎委員： スポーツだけではなく、文化団体にしてもたとえ施設が空いていても原則3時間というルールを適用されるのでしょうか。

広瀬係長： 現状では施設の有効活用で空いていれば使ってどうぞとなっていますが、今後は変わってくるかもしれません。

飯ヶ谷副会長： 実際には同じメンバーで朝から日が暮れるまで活動をしている団体も存在していると思います。柳沢先生がおっしゃったように、小さい子どもが同じ種目を長時間続けるのもどうかと見ていて思うこともあります。きちんと説明をしていただければ曜日によって学年が違うと分かるのですが、どうしても利用申請の時は1つのチームで申請するわけですから。

また、他で試合などに参加している団体の場合、とりあえず場所を押さえておいて、後々試合が入って直前にキャンセルするケースがあります。その後他のチームから使っていないじゃないかという苦情を受けることも事実です。非常に難しいところですが、突然試合が入ったり勝ち進んだりして予定が変わるそうです。

宮崎委員： サッカー協会の場合、1人の指導員に対する適正人数というのがあり17名を超えれば時間を分けるようになっていきます。また、1年生から6年生までを同時に練習させることも避けるようにしますし、走る練習とボールでの練習は同時にできません。チームの実情にもよりますが、説明しながらできるのかどうかということですね。ルールで一律決められてしまいできませんとなると非常に辛いので、意見として聞いていただけるとありがたいです。

柳沢会長： 長時間施設を押さえるというのは有料化になればかなり減るかと思いますが、試合に勝ち進んだから急にキャンセルしますというのが続くのは困りますね。

丸山(悦)委員： 運営委員会の時に、他の団体にきちんと「勝てばこの日空きますよ」と報告しておけば対応できると思います。団体同士の横の連携を取れば十分可能です。

飯ヶ谷副会長： あと突然学校の理由で使用できなくなることがありますし、その逆もあります。実際に有料化になったときに突然の変更はどう対応していくのかなど。

柳沢会長： 青少年の健全育成となると当然減免の対象になってくると思うので、押さえるだけ押さえる団体も出てくるでしょう。

宮崎委員： ぜひ青少年育成団体に特段のご配慮をいただきたいということと、少年団体の中でも子どもを考えず勝利至上主義で朝から晩まで練習している団体はまた問題だと思うので、しっかりチェックしていただきたいです。

鈴木委員： また戻ってしまいますが、週間の利用状況について団体の人数が分かれば参考に教えていただきたいです。在住・在勤の方とそうでない方なども分かれば参考に教えていただきたいです。今後の受益者負担のこともあると思いますので。

久米課長： 第12条の(3)政治宗教活動また営利事業を目的としないとありますが、具体的にどういふものを営利団体、営利事業とする文言がどこにもありません。何か意見があればいただきたいのですが。

平柳委員： 連盟に入らず独自のチームを作り、月5千円など会費制でやっている団体が増えてきていますが、そのようなところは大体営利なのではないかと思います。月1千円などで抑えてほとんどボランティアでやっているスポーツ少年団もありますので。しかしスポーツ少年団の中にも会費を月6千円や7千円取っている団体がいたりします。

久米課長： 例えばコーチや指導者の方に多額な謝礼を払っているチームがあるという話を聞くことが

あります。それから大元は一つの団体ですが、教室拡大のため学校開放事業を利用しているという話も聞きます。調べてみると代表者やメンバーが違ってても要綱が全部複写で、申請書の筆跡も同じだったりします。会費については月2千円などで決して高いとは言えず、今の状況ではどうにもできないというのが正直なところですが。青少年の健全育成というのを隠れ蓑に実際は団体の拡大のために運営されているようなところもあります。

柳沢会長： 登録の時に会計について書類を出すと思います。つくば市にも公共施設で有料で子ども達に指導しているグループを排除した施設があります。体育を専門とする学生が、公共のプールで子ども達を集めて教えていたのがお金を取っていたために営利とみなされてしまうこともあります。

飯ヶ谷副会長： 運営委員会で各団体に提出していただいた会計報告をチェックしています。指導者が代表となり会費を徴収しているというのはよくないと思います。きちんと運営者がいて、用具を購入したり大会に参加したりすることに皆さんから集めた会費を充てることは良いと思いますし、コーチや指導者の方にいくらかの謝礼をお渡しするのは良いと思います。ただ、会員が増えることによって指導者の方の収入も増えるような運営では営利にあたるのではないのでしょうか。たとえ月額の手費が高額でなくても、人数が多ければかなりの収入になります。

宮崎委員： 今現在も営利団体は排除しているわけですね。何か基準はあるのですか。

広瀬係長： 今のところ、明確な基準というものはありません。

柳沢会長： 非常に難しいところだと思います。指導者の謝礼についてもいくらが適正という明確な基準はありませんし、今の時代全くの無償でいいのかという問題もあります。高齢者の介護も現在では有償ボランティアというものが一般的になりましたし、いくらか報酬があった方がお互いに良いという考えもあります。このことについてはまた検討したいと思います。

広瀬係長： 内部で調査させていただきまして、皆様方に参考資料としてご提案できるかどうか事務局で検討させてください。この新要綱については皆様のお力を借りないとまとまりそうもございませんので、また次回も引き続きご議論いただきたいと思います。

柳沢会長： 時間を過ぎてしまいましたが、まだまだ細かくチェックしなくてはならない要綱がたくさんあると思います。ぜひお持ち帰りいただいてもう一度見直していただき、実態とそぐわない箇所がございましたらまた次回ご発言いただければと思います。

事前に事務局へご連絡いただければ次回までに調べていただけると思いますので可能であれば合わせてお願いしたいと思います。それでは長時間にわたりお疲れ様でした。